

# 78 安全保障理事会決議二三二(核不拡散・北朝鮮)

採 択 二〇一六年一月三〇日安保理第七八二回  
会合  
二月九日官報外務省告示四六三号)

安全保障理事会は、

決議第八二五号(一九九三年)、第一五四号(二〇〇四年)、第一六九五号(二〇〇六年)、第七一八号(二〇〇六年)、第一八七四号(二〇〇九年)、第一八八七号(二〇〇九年)、第二〇八七号(二〇一三年)、第二二〇九号(二〇一三年)及び第三二七号(二〇一六年)を含むこれまでの関連する決議並びに二〇一六年〇月六日の議長声明(S/PRST/2016/41)、二〇〇九年四月三日の議長声明(S/PRST/2009/7)及び二〇一二年四月六日の議長声明(S/PRST/2012/13)を想起し、

核、化学及び生物兵器並びにその運搬手段の拡散が、国際的平和及び安全に対する脅威を構成することを再確認し

二〇一六年九月九日に北朝鮮により決議第一七二八号(二〇〇六年)、第一八七四号(二〇〇九年)、第二二七〇号(二〇一三年)に違反して実施された核実験、このような実験による核兵器の不拡散に関する条約(NPT)及び核兵器の不拡散に関する世界的な制度を強化するための国際的な努力に対する挑戦、並びに、このような実験が地域内外の平和及び安定をもたらす危険性に対し、この最も重大な懸念を表明し

北朝鮮が、国際社会が有するその他の安全保障上及び人道上的懸念に対応することが重要であることを再度強調し、  
また、この決議により課せられる措置は、北朝鮮の一般市民に対して人道面の悪影響をもたらすことを意図するものではないことを強調し、

北朝鮮が、度重なる弾道ミサイルの発射及び発射の試みを通じて関連する安全保障理事会決議に違反し続けてきたことに深刻な懸念を表明し、全てのこのような弾道ミサイル活動は北朝鮮の核兵器運搬システムの開発に貢献するとともに、

高めるものであることに留意し、  
北朝鮮が、外交及び領事関係に関するウィーン条約の下に与えられた特権及び免除を濫用していることへの懸念を引き続き表明し、

北朝鮮市民の需要が満たされていない中で、北朝鮮の禁止された武器販売が、核兵器及び弾道ミサイルの追求に流用される収入を生み出すことに對し、強い懸念を表明し、  
北朝鮮の実施中の核及び弾道ミサイル関連活動が地域内外の緊張を更に増大させていることに最も深刻な懸念を表明するとともに、  
国際的平和及び安全に対する明白な脅威が引き続き存在することを認定し、

1 北朝鮮が、安全保障理事会の決議に違反し、甚だしく無視し、  
二〇一六年九月九日に核実験を実施したことを最も強い表現で非難する。  
2 北朝鮮が、弾道ミサイル技術を使用したいいかなる発射、核実験又はその他のいかなる挑発もそれ以上実施せず、弾道ミサイル計画に関連する全ての活動を停止し、及びこの文脈において、ミサイル発射モトリアムに係る既存の約束を再度確認し、  
かつ、不可逆的な方法で放棄し、全ての関連する活動を直ちに停止するとともに、  
その他全ての既存の大量破壊兵器及び弾道ミサイル計画を、完全な検証可能な、かつ、不可逆的な方法で放棄するとの決定を再確認する。

3 決議第一七二八号(二〇〇六年)8(d)の規定に定める措置は、この決議の附属書I及びIIに記載される個人及び団体、それらは団体並びにそれらより所有され又は管理される団体と不正な手段を通じたものを含む、にも適用されることを決定するとともに、さらに、決議第一七二八号(二〇〇六年)8(e)の規定に定める措置は、この決議の附属書Iに記載される個人及びそれらの代理として又はそれらの指示により行動する個人にも適用されることを決定する。

4 決議第一七二八号(二〇〇六年)8(a)、8(b)及び8(c)の規定により課せられた措置が、この決議の附属書IIIに記載された品目、

資材、機材、物品及び技術にも適用されることを決定する。  
5 奢侈品に関する決議第一七二八号(二〇〇六年)8(a)(iii)の規定により課せられた措置を再確認するとともに、奢侈品という用語にはこの決議の附属書IVに定める品目も含まれる、これらに限定されないことを明確にする。

6 決議第八七四号(二〇一三年)14から16までの規定及び決議第二〇八七号(二〇一三年)8の規定を再確認するとともに、これらの規定は、この決議により供給、販売又は移転が禁止されているあらゆる品目にも適用されることを決定する。  
7 決議第一七二八号(二〇〇六年)8(a)、8(b)及び8(c)の規定により課せられた措置は、委員会により採択された新たな通常兵器に転用可能な汎用品のリストに記載される品目にも適用されることを決定し、安全保障理事会に対し、このリストを五日以内に採択し、このために安全保障理事会に報告することを指示し、さらに、委員会が行動しなかつた場合には、安全保障理事会がその報告の受領から七日以内にリストの採択のための行動を完了するかどうかを決定するとともに、委員会に対し、このリストを二か月毎に更新するよう指示する。

8 決議第二七〇号(二〇一六年)19の規定は、委員会が事前に個別の案件に応じ承認する場合を除き、北朝鮮に対する全てのリス、チャーター又は乗員サービスの提供に例外なく適用されることを決定する。

9 決議第二七〇号(二〇一六年)20の規定は、委員会が事前に個別の案件に応じ承認する場合を除き、北朝鮮において船舶を登録すること、船舶が北朝鮮籍を使用する許可を取得すること、及び北朝鮮籍船舶の所有、リース、運航、船舶分類、認証若しくは関連サービスの提供を行うこと又は北朝鮮籍船舶に保険をかけること(例外なく適用される)ことを決定する。

10 決議第二二七〇号(二〇〇六年)17の規定を履行する目的で、北朝鮮の拡散微機核活動及び核兵器運搬システムの開発に寄与し得る専門教育及び訓練には、先端の材料科学、化学工学、機械工学、電気工学及び産業工学が含まれるが、これらに限定されないことを明確にする。  
11 全ての加盟国が、医療交流を除き、また以下に該当しない限り、北朝鮮により公式に後援され又は北朝鮮を代表する個人又は団体が関係する科学技術協力を停止することを決定する。



(a) 核科学技術、航空宇宙、航空工学及び技術並びに先端の製造・生産技術及び手法の分野における科学技術協力の場合において、委員会が個別の案件に応じて特定の活動が北朝鮮の拡散上機微な核活動又は弾道ミサイル関連計画に貢献しない場合と決定した場合。

(b) その他の全ての科学技術協力の場合において、科学技術協力をを行う国が、特定の活動が北朝鮮の拡散上機微な核活動又は弾道ミサイル関連計画に貢献しないと決定し、そのような決定を委員会に事前に通知する場合。

12 委員会は、船舶が決議第一七八号(二〇〇六年)、第一八七四号(二〇〇九年)、第二二七号(二〇一三年)、第一〇九四号(二〇一二年)、第二二七号(二〇一六年)又は決議第一七八号(二〇〇六年)より禁止された核又は弾道ミサイル関連計画若しくは活動に関連して情報を有又は関連していたと信じる合理的根拠があることを示す情報に関する場合には、この規定に従って委員会が指定する船舶に関し以下のいずれか又は全部の措置を要することができることを決定する。(a)指定された船舶の旗国が、当該船舶の船籍を喪失せしめること。(b)指定された船舶の旗国が、当該船舶に対し委員会により指定された港への入港を、当該入港国と調整の上で、指示すること。(c)全ての加盟国が、指定された船舶が自国の港に入ることを禁ずること。緊急事態の場合、船舶が出入港に戻る場合又は委員会からの指示がある場合を除く。(d)加盟国に指定された船舶は、決議第一七八号(二〇〇六年)8(d)の規定により課された資産凍結の対象とならないこと。

13 北朝鮮から出入りする個人の手荷物及び託送手荷物が、決議第一七八号(二〇〇六年)、第一八七四号(二〇〇九年)、第二二七号(二〇一二年)、第二〇九四号(二〇一三年)、第二二七号(二〇一六年)又はこの決議による供給、販売又は移転が禁止されている品目の輸送に使用され得ること、懸念を表明するとともに、このような手荷物及び託送手荷物が決議第二二七号(二〇一六年)18の規定を履行する上で、貨物を構成することを明確にする。

14 全ての加盟国に対し、北朝鮮の外交使節団及び領事機関における職員の数に削減するよう要請する。

15 全ての加盟国は、当該国が北朝鮮政府の構成員、当該政府の職員及び北朝鮮の軍隊の構成員が北朝鮮の核若しくは弾道ミサイル

ル計画又は決議第一七八号(二〇〇六年)、第一八七四号(二〇〇九年)、第二〇八七号(二〇一三年)、第一〇九四号(二〇一三年)、第二二七号(二〇一六年)若しくはこの決議により禁止されているその他の活動に関連して決定する場合、このような構成員又は職員が自国の領域に入国し又は自国の領域を通過することを制限するための措置をとることを決定する。

16 全ての国が、自国の領域内銀行における銀行口座の数を、北朝鮮の外交使節団及び領事機関については一機関あたり一口座に、派遣されている北朝鮮の外交官及び領事官については一人あたり一口座に制限するための措置をとることを決定する。

17 一九六一年の外交関係に関するウィーン条約の下で、外交官は、接受国内で、個人的な利益を目的とする職業活動又は商業活動も行なうてはならないことを想起するとともに、したがって北朝鮮の外交官は接受国においてこのような職業活動又は商業活動が禁止されざることを強調する。

18 全ての加盟国が、その領域内において北朝鮮が所有し又は賃貸している不動産について、外交又は領事活動以外のいかなる目的での使用も禁止することを決定する。

19 安全保障理事会の防止行動又は強制行動の対象となつた国際連合加盟国に対しては、総会が、安全保障理事会の勧告に基づいて、加盟国としての権利及び特権の行使を停止することができると並びにこれらの権利及び特権の行使は、安全保障理事会が回復することができることを想起する。

20 決議第二二七号(二〇一六年)18の規定が、全ての国に対し、北朝鮮を原産地とする貨物、北朝鮮を目的地とする貨物、北朝鮮、その国民若しくはそれらの代理として若しくはそれらの指示により行動する個人若しくは団体、それらより所有若しくはしくは管理される団体若しくは指定された個人若しくは団体により仲介若しくは促進される貨物又は北朝鮮籍の航空機で輸送されしめる貨物であつて、空港を含む自国の領域内にある又はそこを通過するものを検査することを要求し、これを想起し、この措置が各国に対しその領域に着陸し又は離陸する北朝鮮籍の航空機を検査することを要求していることを強調する。

21 決議第二二七号(二〇一六年)31の規定が、全ての国に対し、自国民による若しくは自国の領域からの又は自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による航空燃料の北朝鮮の領域への

販売又は供給を防止することを要求していることを想起するとともに、全ての国に対し、北朝鮮籍の民間旅客機に対し、飛行の安全のための標準的な余裕を含め当該飛行のために必要な量を上回る燃料を供給しないことを確保するよう監視を行うことを要請する。

22 禁止された品目が、鉄道及び陸路により北朝鮮に向けて又は北朝鮮から輸送され得ることに懸念を表明するとともに、決議第二二七号(二〇一六年)18に規定される自国の領域内にある又はそこを通過する貨物を検査する義務が、鉄道及び陸路で輸送される貨物も含むことを強調する。

23 全ての加盟国が、委員会が個別の案件に応じて、当該船舶が北朝鮮の個人若しくは団体が入手を生み出すために用いられない専ら生計目的の活動に従事している又は専ら人道的目的の活動に従事していることを決定する場合を除き、自国民、自国の管轄権に服する団体が、北朝鮮に所有され、管理され又は運航される船舶に不正な手段を通じたものを含む)に対する保険又は再保険サービスの提供を禁止することを決定する。

24 全ての加盟国が、自国民が船舶及び航空機の乗員サービスを北朝鮮から調達することを禁止することを決定する。

25 全ての加盟国が、北朝鮮が所有し、管理し、又は運航するいかなる船舶の登録も解除することを決定し、さらに、加盟国が、この規定に従って他の加盟国が登録を解除したこのような船舶の登録を行なうことを決定する。

26 決議第一七八号(二〇〇六年)、第一八七四号(二〇〇九年)、第二二七号(二〇一三年)及び、第一〇九四号(二〇一三年)、第二二七号(二〇一六年)及び、この決議を履行する目的で「通過」という用語は、個人が空港において税関又は出入国手続を通過するにせよ、他国の目的地への經由地として各国の国際空港をミナミナミ通過する個人の渡航を含むがこれに限定されず)に留意する。

27 決議第二二七号(二〇一六年)29の規定を次のように改めることを決定する。

「北朝鮮が、その領域からの、又はその国民による若しくはその旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による石炭、鉄及び鉄鉱石の直接又は間接の供給、販売又は移転を行わないこと、



また、全ての国が、自国民による又は自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による、北朝鮮からのこれらの物資、北朝鮮の領域を原産地とするものであるか否かを問わない。この調達を禁じることを決定すると、この規定は以下のものに適用されないことを決定する。

(a) 調達国が、信頼できる情報に基づき、北朝鮮外を原産地とする石炭であつて、羅津羅先港からの輸出を目的として北朝鮮を通じて輸送されたと確認するもの。ただし、当該国が、事前に委員会に通報し、かつ、そのよな取引が北朝鮮の核若しくは弾道ミサイル計画又は決議第一七〇九号(二〇〇六年)、第二一八七号(二〇〇九年)、第二〇九四号(二〇一三年)若しくはこの決議により禁止されているその他の活動のための収入を生み出すことに無関係である場合に限る。

(b) 調達が(i)北朝鮮の核若しくは弾道ミサイル計画又は決議第一七〇九号(二〇〇六年)、第一八七四号(二〇〇九年)、第二〇九四号(二〇一三年)、第二一八七号(二〇〇九年)、第二〇九四号(二〇一三年)、第二一八七号(二〇〇九年)若しくはこの決議により禁止された個人若しくは団体又はそれらの代理として若しくはそれらの指示により行動する個人若しくは団体、若しくはそれらにより直接若しくは間接的に所有若しくは管理される団体若しくは制裁回避を支援する個人若しくは団体を含む)が関与するものではなく、(ii)専ら北朝鮮国民の生計目的のためであり、また、北朝鮮の核若しくは弾道ミサイル計画又は決議第一七〇九号(二〇〇六年)、第一八七四号(二〇〇九年)、第二〇九四号(二〇一三年)、第二一八七号(二〇〇九年)、第二〇九四号(二〇一三年)、第二一八七号(二〇〇九年)若しくはこの決議により禁止されているその他の活動のための収入を生み出すことに無関係である場合であつて、この決議の採択の日から二〇一六年二月三日までの間の北朝鮮を原産地とする石炭の全ての加盟国への輸出の総計が合計五三四九万五千四百四十九トン、一万八千六百六十二トンのいずれか低い方を超えないものとし、二〇一七年一月一日からは北朝鮮を原産地とする石炭の全ての加盟国への輸出の総計が年間四億八千七百一十八米ドル又は七五〇万メートルトンのいずれか低い方を超えない場合に

限る。北朝鮮から石炭を調達する各加盟国が、委員会に対し、各月のこのような調達総量を当該月の終了後三日以内にこの決議の附属書Vの様式により報告された後三日以内にこの決議の附属書Vの様式により報告された北朝鮮から調達された石炭の量及び委員書記長が算出した価格並びに各月に報告された量及び各月に報告した国の数をそのウェブサイトに公表して公に入手可能とする。このことを指示し、委員に対し、通知を受け次第の情報を即時に更新することを指示し、北朝鮮から石炭を輸入する全ての国に対し、義務的な年間に達したときに全ての加盟国に通知するよう指示し、また、委員書記長に対し、北朝鮮から調達する石炭の総額又は総量が年間総計の九五パーセントに達したときにその年の北朝鮮からの石炭の調達を直ちに停止しなければならないことを通知するよう指示するとともに、事務総長に対し、必要な措置をとるとともに、この点に関し追加的な資源を提供するよう要請する。

(c) 専ら生計目的のためであり、北朝鮮の核若しくは弾道ミサイル計画又は決議第一七〇九号(二〇〇六年)、第一八七四号(二〇〇九年)、第二一八七号(二〇〇九年)、第二〇九四号(二〇一三年)、第二一八七号(二〇〇九年)若しくはこの決議により禁止されているその他の活動のための収入を生み出すことに無関係である決定された鉄及び鉄鉱石の取引、

27 専門家に照らし、各月未だ三日以内に、信頼できる事実を照らし正確な貿易情報に基づき当該月に北朝鮮から輸出された石炭の米ドル平均価格の推計を認定し委員会に送付するよう指示するとともに、委員書記長に対し、全ての加盟国に通知し及びこの決議の26の規定により要求されていることとに公に入手可能とする目的で、各国により報告される量に基づき各月の北朝鮮からの石炭調達の価格を算出する基礎としてこ

28 平均価格を転用するよう指示する。  
北朝鮮が、その領域からは航空機の使用による若しくはその旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による銅、ニッケル、銀及び亜鉛の直接又は間接の供給、販売又は移転を行わないこと、また、全ての国が、自国民による又は自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による、北朝鮮からのこれらの物資(北朝鮮の領域を原産地とするものであるか否かを問わない)の調達を禁じることを決定する。

29 北朝鮮が、その領域からの、又はその国民による若しくはその旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による直接又は間接の供給、販売又は移転を行わないこと、また、全ての国が、個別の案件に応じ、委員会が事前に承認する場合を除き、自国民による又は自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による、北朝鮮からこれらの品目(北朝鮮の領域を原産地とするものであるか否かを問わない)の調達を禁じることを決定する。

30 全ての加盟国が、個別の案件に応じて委員会が事前に承認する場合を除き、その領域からは航空機の使用による若しくはその旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による北朝鮮への新品のヘリコプター及び船舶(当該国の領域を原産地とするものであるか否かを問わない)の直接又は間接の供給、販売又は移転を行わないことを決定する。

31 加盟国が、人道支達の輸送若しくは北朝鮮における外交使節団の活動若しくは国際連合若しくはその専門機関若しくは関連機関の活動又はこの決議の目的に適合するその他の全ての目的のために必要とされる個別の案件に応じて事務局、子会社又は銀行口座を九日以内に閉鎖するために必要な措置をとることを決定する。

32 全ての加盟国が、個別の案件に応じて委員会が事前に承認する場合を除き、自国の領域内からの又は自国の管轄権に服する者若しくは団体による、北朝鮮との貿易のための公的及び民間の金融支援(そのような貿易に関係する自国の国民又は団体にに対する輸出信用、保証又は保険の供与を行うことを含む)を禁止することを決定する。

33 加盟国が、個人が北朝鮮の銀行又は金融機関の代理として又はそれらの指示により行動していると決定する場合には、司法



手続の実施のため又は専ら医療、安全若しくはその他の人道的目的のためにその個人の存在が必要な場合又はその個人の追放が決議第一一七号(二〇〇三年)、第一一八号(二〇〇三年)、第二一七号(二〇〇六年)、第二一九四号(二〇〇三年)、第二二〇号(二〇〇六年)若しくはこの決議の目的に反する個人を本国及び国際法に従って、国籍国へ送還する目的としてその個人を本国の領域から追放することを決定する。

34 北朝鮮国民が、北朝鮮が核及び弾道ミサイル計画のために使用する交換可能通貨を得る目的で、他国で働くために派遣されていることに懸念を表明し、各国にこのような慣行を監視することを要請する。

35 安全保障理事会によって課される措置を回避するために大量の現金が使用され得ることの懸念を改めて表明するとともに、加盟国に対してこのようなリスクを警戒するよう要請する。

36 加盟国に対し、この決議の採択から九日以内に、またその後委員会の要請があれば、この決議の規定を効果的に履行するために、具体的な措置につき、安全保障理事会に報告するよう要請し、決議第一八七号(二〇〇九年)に従って設立された専門家パネルに対し、他の国連制裁モニタリング・グループと協力し、当該報告を適時に準備し提出することについて加盟国を支援する努力を継続するよう要請する。

37 安全保障理事会決議第一五四号(二〇〇四年)が、全ての国に対し、関連物資に対する適切な管理を確立することを求め、核兵器、化学兵器又は生物兵器及びそれらの運搬手段の拡散を防止するための国内管理を確立するための効果的な措置を採用し実施することを義務付けていることを再確認し、これらの義務が、北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器に関連する計画に貢献し得る品目、資材、機材、物品及び技術の北朝鮮への直接又は間接の供給、販売又は移転を防止するための決議第一一七号(二〇〇六年)、第一八七号(二〇〇九年)、第二〇八七号(二〇〇三年)、第二一九四号(二〇〇三年)、第二二七号(二〇〇六年)及びこの決議の義務を補充するものであることに留意する。

38 全ての加盟国が、決議第一一七号(二〇〇六年)、第一八七号(二〇〇九年)、第二〇八七号(二〇〇三年)、第二一九四号(二〇〇三年)及び第二二七号(二〇〇六年)が規定する措置を完全に履行するための努力を倍加し、その履行にあたって特に及び押収に關し、相互に協力することを要請する。

39 決議第一一七号(二〇〇六年)12の規定で定められた委員会の任務は、この決議により課された措置に關しても適用されることを決定し、さらに、決議第一八七号(二〇〇六年)1の規定で修正された専門家パネルの任務は、この決議により課された措置に關しても適用されることを決定する。

40 全ての加盟国が、決議第一八七号(二〇〇六年)、第一八七号(二〇〇九年)、第二二七号(二〇〇六年)及びこの決議により供給、販売、移転又は輸出が禁止されている品目を、決議第一五四号(二〇〇四年)を含む関連の安全保障理事会決議の下で、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に關する条約及び一九七二年四月一日の細菌兵器、生物兵器及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に關する条約の締約国のいかなる義務にも反しない方法で押収及び処分すること破壊、機能を失わせること若しくは使用することができない状態にする

41 北朝鮮を含む全ての国に対し、この決議又はこれまでの決議により課された措置によりその履行が妨げられるいかなる契約者若しくは団体、決議第一一七号(二〇〇六年)、第一八七号(二〇〇九年)、第二〇八七号(二〇〇三年)、第二一九四号(二〇〇三年)、第二二七号(二〇〇六年)若しくはこの決議により定められた措置のために指定された者若しくはこの決議又はそのような者若しくは団体を通して若しくはこれらの利益のために請求を行ういかなる者の要求によっても、いかなる請求も受理されないことを確保するために必要とされる措置をとることの重要性を強調する。

42 事務総長に対し、決議第一八七号(二〇〇九年)に従って設置された専門家パネルの能力を高めるとともに、北朝鮮による制裁の違反及び回避の活動を分析するための能力を強化するために必要な追加的管理面及び分析面の支援のための資源を提

供し、空中映像及び分析のための衛星の調達、関連する貿易及び国際治安・保障のデータベース並びに他の情報源へのアクセスのための追加的財源を含めるとともに、結果として増加する専門家事務局による活動を支援することを要請する。

43 委員会に対し、加盟国によるより効果的な履行を可能とするための技術及び能力構築の支援から利益を得られる分野を特定し、優先順位付けを行い、また、資源を動員するため、専門家パネルの支援を得つつ、重要な分野及び地域の課題並びに加盟国の能力上の課題に關する特別会合を開催するよう指示する。

44 北朝鮮にいる人々が受けている深刻な苦難に対し深い懸念を改めて表明し、北朝鮮にいる人々の需要が大きく満たされていない中で、北朝鮮が、北朝鮮の人々の福祉に代えて、核兵器及び弾道ミサイルを追求していることを非難するとともに、核兵器及び弾道ミサイルによる人々の福祉及び固有の尊厳を尊重し、確保することの必要性を強調する。

45 決議第一一七号(二〇〇六年)、第一八七号(二〇〇九年)、第二二七号(二〇〇六年)及びこの決議により課された措置は、北朝鮮の一般市民に対して人道面の悪影響をもたらすこと、又は決議第一一七号(二〇〇六年)、第一八七号(二〇〇九年)、第二二七号(二〇〇六年)及びこの決議により禁止されていない活動、朝鮮経済活動及び協力並びに朝鮮の一般市民の利益のための北朝鮮における支援及び救済を実施する国際機関及び非政府組織の作業を含む、人道的影響をもたらすことを意図しないこと、これを再確認するとともに、北朝鮮におけるこれらの機関の作業又はこの決議の目的に適合するその他の目的を容易にするために必要であると委員会が決定する場合は、委員会が個別の案件に応じて、これらの決議により課される措置からいかなる活動も除外することができることを決定する。



47 六者会合への支持を再確認し、その再開を要請し、中国、北朝鮮、日本、大韓民国、ロシア連邦及びアメリカ合衆国によって二〇〇五年九月一九日に採択された共同声明に定める約束（六者会合の目標は平和的な方法による朝鮮半島の検証可能な非核化であること、アメリカ合衆国及び北朝鮮は相互の主権を尊重し、平和裡に共存することを約束したこと、六者は経済協力を推進することを約束したことを含む。）への支持を改めて表明する。

48 朝鮮半島及び北東アジア全体における平和と安定の維持が重要であることを改めて表明し、事態の平和的、外交的かつ政治的解決の約束を表明し、対話を通じた平和的かつ包括的な解決を容易にするための理事国及びその他の国による努力を歓迎するとともに、朝鮮半島内外の緊張を緩和するための取組の重要性を強調する。

49 北朝鮮の行動を絶えず検討すること、また、北朝鮮による遵守の状況に鑑み、必要性に応じ、これらの措置を強化、調整、停止又は解除する用意があることを確認し、この関連で、北朝鮮による更なる核実験又は発射の場合には更なる重要な措置をとる決意を表明する。

50 この問題に引き続き関与することを決定する。

附属書Ⅰ 渡航禁止／資産凍結（個人）（略）

附属書Ⅱ 資産凍結（団体）（略）

附属書Ⅲ 品目、資材、機材、物品及び技術（略）

附属書Ⅳ 奢侈品（略）

附属書Ⅴ 北朝鮮からの石炭輸入の通知のための標準様式（略）

